

令和6年度
養護教諭・栄養教諭
キャリアアップ研修Ⅰの手引
(県立学校)

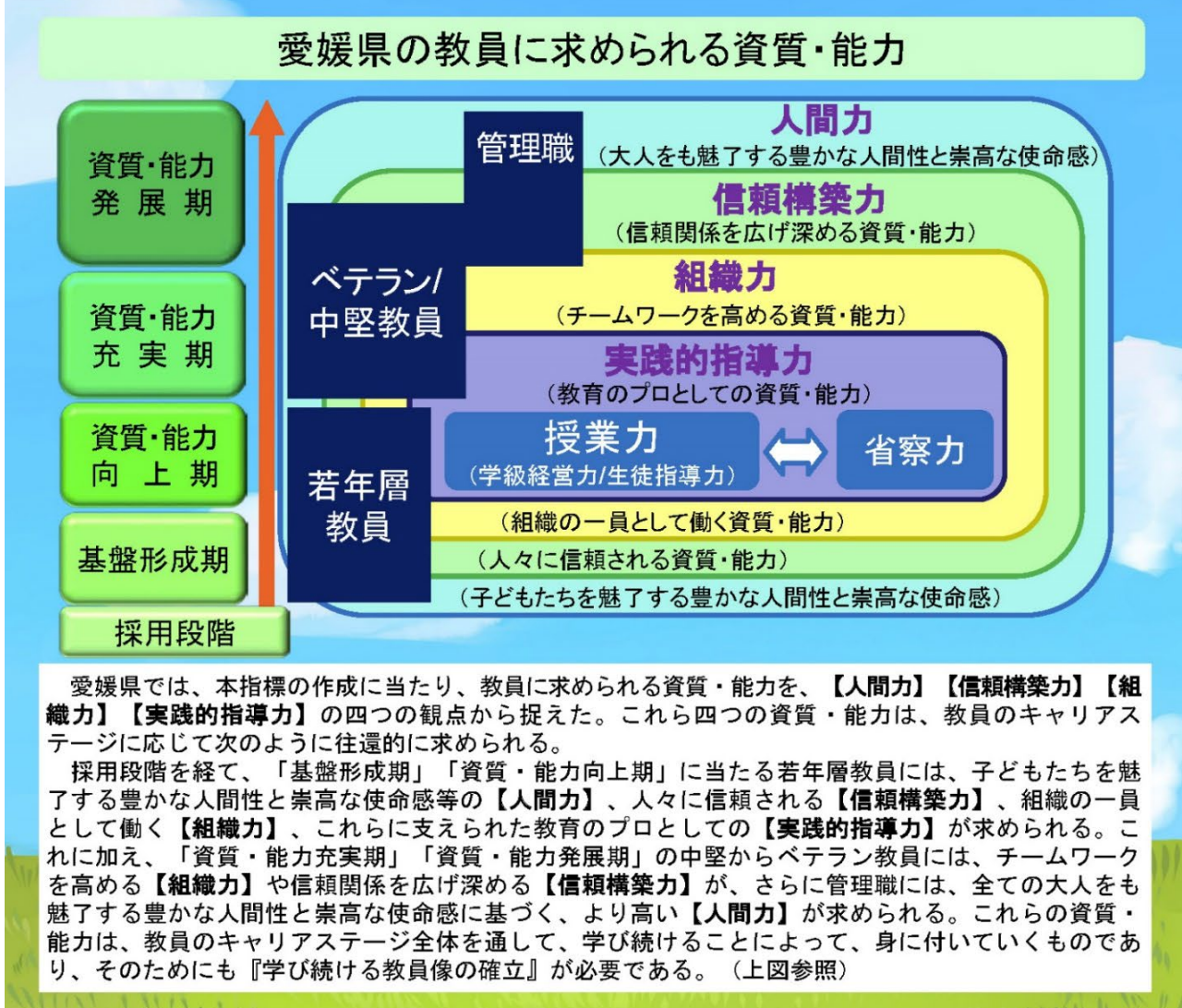
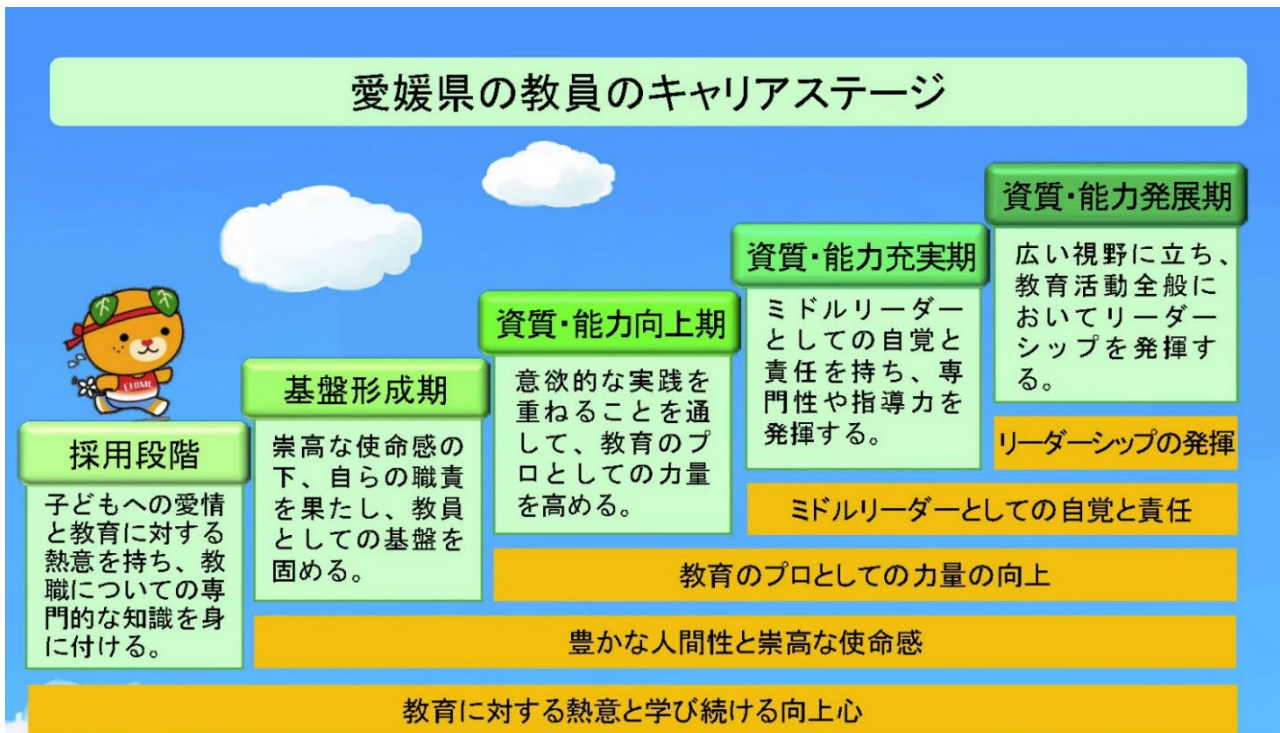


愛媛県総合教育センター

目 次

I	愛媛県の教員としての資質向上に関する指標	1
II	実施要項	4
III	研修の概要	6
IV	研修の流れ	7
V	校内研修	8
VI	受講についてのお願いと諸注意	10
VII	欠席の手続	11
VIII	様式	12
	交通案内	17
	施設配置図	18

I 愛媛県の教員としての資質向上に関する指標



教員のキャリアステージにおける指標

観点	ステージ	初任～		10年～	20年～	
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力 向上期	資質・能力 充実期	資質・能力 発展期
人間力	学び続ける 向上心	常に目標を持ち、その実現に向け、学び続ける。				
	使命感・ 倫理観	教員の使命や責任について理解する。	使命感や責任感を持って教育活動に取り組む。 教育公務員として法令を遵守し、職務を遂行する。			
	豊かな 人間性	子どもたちへの深い愛情を持つ。	子どもたちを魅了する豊かな人間性を持つ。	子どもたちや保護者、同僚を魅了する豊かな人間性を持つ。		地域の人々をも魅了する豊かな人間性を持つ。
	人権感覚・ 人権意識	差別や偏見を見抜く、基礎的な知識を身に付ける。	多様な価値観を尊重し、常に人権感覚を磨くとともに、人権意識を高め続ける。 人権問題に対する正しい理解や認識を深め、問題解決への確固たる姿勢を確立する。			
	識見・教養	公共のマナーを踏まえて行動する。	社会人としてのマナーを身に付ける。	幅広い知識や教養を教育活動に生かす。		高い識見や教養、経験に基づいて判断する。
	心身の健康	健康的な生活をする。	自他のワーク・ライフ・バランスを図り、心身の健康の維持・増進に努める。			
	実践的 指導力	省察力	自分のよさと課題を正しく理解しようとする。	日々の実践を振り返り、課題を明確にし、その解決に取り組む。	自分のよさと課題を正しく認識し、日々の教育活動の改善に取り組む。	
教科等 指導力		教科等の専門知識と基本的な指導方法を身に付ける。	児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に努める。	授業研究等により指導技術の向上に努める。	高い専門性を身に付け、中核となって授業実践を重ねる。	不断の授業改善を行うとともに、自らの教科等指導力の伝承に努める。
ICT活用能力		ICT活用に関する基礎的な知識や基本的な技能を身に付ける。	ICT機器を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に努める。		校務の情報化など、教育の情報化の推進に積極的に参画する。	
学級経営力		学級経営に関する基礎的な知識を身に付ける。	児童生徒相互の好ましい人間関係づくりを行う。	児童生徒が高め合える学級集団づくりを行う。	ミドルリーダーとして学年全体の向上に向けた取組を行う。	広い視野を持ち、全学年を見通した学級経営を推進する。
生徒指導力・ 教育相談力		生徒指導や教育相談についての基礎的な知識を身に付ける。	児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応する。	児童生徒に寄り添い、話をよく聞き、適切に対応する。	児童生徒の課題を共有し、チームとして問題の未然防止や解決に当たる。	地域や関係機関と連携し、学校全体の課題解決に努める。
特別支援教育 実践力		特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付ける。	支援が必要な児童生徒の特性を理解し、適切に対応する。	特別支援教育の視点に立った実践的指導力を持つ。	支援が必要な児童生徒に組織的・計画的に対応するなど、学校の中核として特別支援教育の推進に努める。	
えひめ人材 育成力		愛媛の魅力と課題について理解する。	ふるさと愛媛に誇りと愛着を持たせる教育の実現に努める。 国際的な視野を養うとともに、地域の課題に目を向け、愛媛の未来を拓く人材の育成に努める。			
組織力		組織貢献力	組織的な対応の重要性を理解する。	組織の一員として、与えられた役割を確実に果たす。	自分にできることを考え、積極的に実践する。	ミドルリーダーとしての自覚と責任を持ち、職務に当たる。
	学校安全の意識・ 危機管理能力	学校安全の基本的な内容を理解する。	危険を予測し、未然防止に努める。 緊急時に適切な対応をする。		様々な事案に迅速で適切な対応をする。	危機管理体制を点検し、改善への提言を行い、安全意識の向上に努める。
	協働性・ 同僚性	他者と協力して課題解決に取り組む。	報告・連絡・相談を行い、助力を得て課題を解決する。	自他のよさを生かし、連携して課題を解決する。	よりよい同僚性を築き、ミドルリーダーとして課題の解決に当たる。	人材育成の視点から助言や支援を行い、よりよい同僚性の構築を促す。
信頼 構築力	対人関係力	感謝の心を持ち、相手を大切にする。	気持ちのよい挨拶を交わし、対話に努める。	相手の考えを柔軟に受け止め、自分の考えを分かりやすく伝える。	様々な立場の人々と積極的につながり、人間関係を広げる。	連絡・調整の中核となり、よりよい人間関係づくりを進める。
	地域と連携・ 協働する力	地域の自然・文化・歴史・産業などについて理解する。	地域との連携・協働の必要性について理解する。	地域と連携・協働した教育活動に、積極的に取り組む。	地域の人材と情報を効果的に活用して、教育活動の充実にも努める。	連携・協働した教育活動の実践を通して、地域と学校の課題の解決を図る。

養護教諭のキャリアステージにおける指標(実践的指導力)

観点	ステージ	初任～			10年～	20年～
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力 向上期	資質・能力 充実期	資質・能力 発展期
養護教諭の専門性に基づく実践的指導力	保健管理	学校保健安全法における保健管理の位置付けを理解する。	対人管理や対物管理を適切に行う。	健康課題の解決に向けて適切に対応する。	保健管理について、指導的役割を果たす。	校内の保健安全の充実に向け、積極的に学校運営に参画する。
	保健教育	保健教育における養護教諭の役割を理解する。	学級担任、教科担任等と連携した保健教育を行う。	ねらいを達成するために最適な方法で保健教育を実施する。	保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進する。	教育課程の編成・実践・評価を通して学校保健計画を作成する。
	健康相談	学校保健安全法における健康相談の位置付けを理解する。	児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応する。	発達段階や現代的な健康課題などの関連を踏まえて健康相談を行う。	校内の支援体制の充実に努めるとともに、校内外の関係者との連携を図る。	心身の健康問題に関して、組織的な対応ができるよう、指導的役割を果たす。
	保健室経営	保健室経営における養護教諭の役割を理解する。	学校教育目標を理解し、計画的に保健室経営を行う。	保健室経営の充実に向け、学校教育目標の達成に向け、組織的に工夫改善を行う。		学校運営に積極的に参画し、保健に関する教育活動を活性化させる。
	保健組織活動	保健組織活動の意義を理解する。	保健組織活動の企画運営に積極的に取り組む。	保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫改善を図る。	教職員・保護者・関係機関と連携・協働しながら保健組織活動を推進する。	地域レベルで保健組織活動を推進する。

※養護教諭には教員のキャリアステージにおける指標に加え、養護教諭の専門性に基づき、上記の実践的指導力が求められる。

栄養教諭のキャリアステージにおける指標(実践的指導力)

観点	ステージ	初任～			10年～	20年～
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力 向上期	資質・能力 充実期	資質・能力 発展期
学校給食の管理	栄養管理	学校給食の役割を理解する。	学校給食実施基準に基づき、適切な献立を作成する。	児童生徒等の実態に応じた給食管理を行う。	栄養管理の内容を食に関する指導に生かせるよう教職員との連携を図る。	栄養管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たす。
	衛生管理	学校給食衛生管理基準について理解する。	調理従事者に対しての衛生指導や、施設設備の衛生点検を行う。	調理従事者に対して指導助言を行うとともに、施設設備の改善に努める。	調理従事者と連携し、計画的に改善策を講じる。	衛生管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たす。
食に関する指導	給食の時間や教科等の指導	食に関する指導の必要性を理解する。	学級担任、教科担任等と連携した、食に関する指導を行う。	ねらいを達成するために最適な方法で食に関する指導を実施するとともに、学校給食を生きた教材として活用する。	食に関する指導を、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	教科等のねらいを達成するための指導内容や、評価の計画について、専門的立場から指導助言を行う。
	個別的な相談指導	個別的な相談指導の重要性について理解する。	食に関する健康課題を有する児童生徒に対して適切に対応する。	発達段階や現代的な健康課題などの関連を踏まえた個別的な相談指導を行う。	校内の支援体制を整え、校内外の関係者との連携を図る。	食に関する健康課題について、組織的な対応ができるよう、指導的役割を果たす。

※栄養教諭には教員のキャリアステージにおける指標に加え、栄養教諭の専門性に基づき、上記の実践的指導力が求められる。

II 実施要項

令和6年度愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅰ実施要項

1 目的

令和6年度愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅰ（以下「養護教諭キャリアアップ研修Ⅰ」という。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定に基づき、現職研修の一環として、職務に関する専門的事項と教育課題等についての研修を行い、更に学校保健についての研究を深め、養護教諭としての資質の向上と実践的な指導力の強化を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 養護教諭キャリアアップ研修Ⅰの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内（松山市を除く。）の公立の小学校若しくは中学校（以下「小・中学校」という。）又は県立学校に勤務する養護教諭であって、次に掲げるものとする。
 - ア 在職期間（愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別途定める規定により計算した在職期間をいう。以下同じ。）が5年又は6年に達した者
 - イ 在職期間が7年以上に達した者であって、研修対象者とすることが適当であると県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認めたもの
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものについては研修対象者から除くものとする。
 - ア 臨時的に任用された者
 - イ 養護教諭としての在職期間が5年に達した者を対象として、県教育委員会以外の任命権者が実施する研修を受けた者
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

3 内容

- (1) 校外研修
 - ア 小・中学校
 - (ア) 教育センター研修 教科指導等研修、課題研究等を5日
 - (イ) 教育事務所研修 課題研究における協働活動の在り方等を1日
 - イ 県立学校
教育センター研修 生徒指導研修、特別支援教育、保健室経営等を6日
- (2) 校内研修
研修対象者の所属する学校において、各研修対象者は研究課題を設定して実践的な研修を10時間程度行い、その成果をまとめるものとする。
 - ア 小・中学校 保健教育に関する研究課題
 - イ 県立学校 保健教育又は保健室経営に関する研究課題

4 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長は、養護教諭キャリアアップ研修Ⅰの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

5 その他

この要項に定めるもののほか、養護教諭キャリアアップ研修Ⅰの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

令和6年度愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰ実施要項

1 目的

令和6年度愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰ（以下「栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰ」という。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定に基づき、現職研修の一環として、職務に関する専門的事項と教育課題等についての研修を行い、更に食に関する指導と給食管理についての研究を深め、栄養教諭としての資質の向上と実践的な指導力の強化を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内（松山市を除く。）の公立の小学校若しくは中学校（以下「小・中学校」という。）又は県立学校に勤務する栄養教諭であって、次に掲げるものとする。

- ア 在職期間（愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別途定める規定により計算した在職期間をいう。以下同じ。）が5年又は6年に達した者
- イ 在職期間が7年以上に達した者であって、研修対象者とすることが適当であると県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認めたもの

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものについては研修対象者から除くものとする。

- ア 臨時的に任用された者
- イ 栄養教諭としての在職期間が5年に達した者を対象として、県教育委員会以外の任命権者が実施する研修を受けた者
- ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

3 内容

(1) 校外研修

ア 小・中学校

- (ア) 教育センター研修 教科指導等研修、課題研究等を5日
- (イ) 教育事務所研修 課題研究における協働活動の在り方等を1日

イ 県立学校

教育センター研修 生徒指導研修、特別支援教育、給食管理等を6日

(2) 校内研修

研修対象者の所属する学校において、各研修対象者は研究授業、指導方法や教材に関する研究課題を設定して実践的な研修を10時間程度行い、その成果をまとめるものとする。

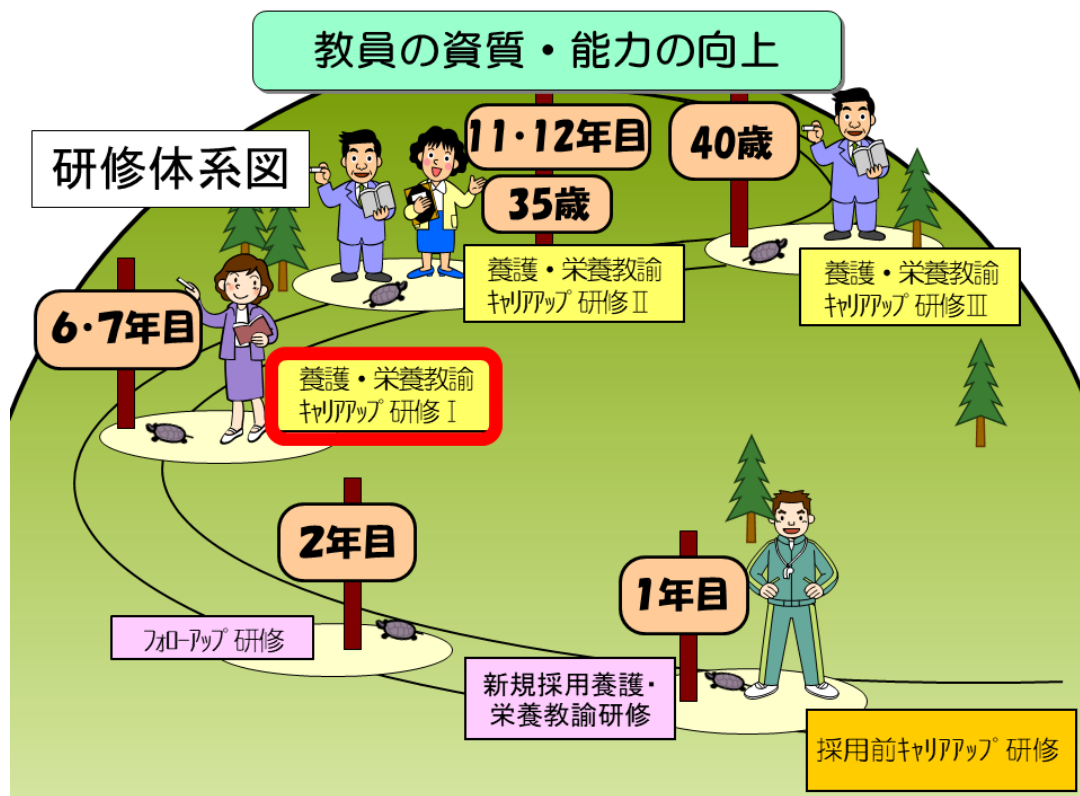
4 校内体制

研修対象者の所属する学校の校長は、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

5 その他

この要項に定めるもののほか、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

III 研修の概要



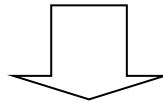
職 種	目 的	[日数] 実施日
	対 象	
	備 考	
養護教諭	実践的指導力の向上を図り、中堅養護教諭としての資質を高める。	教育センター研修 【集合研修】 [5日] 第1回 5月14日(火) 第2回 6月11日(火) 第3回 7月5日(金) 第4回 8月27日(火) 第5回 11月18日(月) 【オンライン研修】 [1日] 配信期間 7月22日(月)～8月28日(水)
	養護教諭としての在職期間が5年又は6年に達した者(令和6.4.1現在)	
	一部の研修において小・中・県立学校合同で開催する。	
栄養教諭	実践的指導力の向上を図り、中堅栄養教諭としての資質を高める。	教育センター研修 【集合研修】 [5日] 第1回 5月14日(火) 第2回 6月17日(月) 第3回 7月26日(金) 第4回 8月26日(月) 第5回 11月18日(月) 【オンライン研修】 [1日] 配信期間 7月22日(月)～8月28日(水)
	栄養教諭としての在職期間が5年又は6年に達した者(令和6.4.1現在)	
	一部の研修において小・中・県立学校合同で開催する。	

IV 研修の流れ

令和6年度養護教諭・栄養教諭キャリアアップ研修 I (県立学校) の流れ

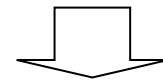
〔一学期・夏季休業日〕

<p>教育センター研修 (集合研修4日) (オンライン研修1日)</p>	<p>【養護教諭・栄養教諭】 (集合研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県における教育課題への対応 ○学校安全と危機管理 ○課題研究計画の検討 ○障がいのある児童生徒の理解と支援 ○総合的な学習の時間 (オンライン研修) ○キャリア教育 ○学級経営充実のための生徒指導 <p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室経営 ○特別支援学校における養護教諭の役割 ○現代的課題への対応 (医療的ケア等) について <p>【栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業改善の具体策 ○特別支援学校における栄養管理等について ○特別支援学校における食に関する指導の工夫について ○食に関する指導の進め方
<p>校 内 研 修</p>	<p>受講者が課題を設定し、研究計画を立てる。</p> <p>【養護教諭】 保健教育又は保健室経営について</p> <p>【栄養教諭】 研究授業、指導方法や教材について</p>



〔一学期～二学期〕

<p>校 内 研 修</p>	<p>研究計画に基づき、実践研究を10時間程度行う。</p>
----------------	--------------------------------



〔二学期～三学期〕

<p>教育センター研修 (集合研修1日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別活動 ○教職員のメンタルヘルス ○課題研究中間報告会
<p>校 内 研 修</p>	<p>学校内において実践研究を行い、研究成果をまとめる。</p>

V 校内研修

養護教諭・栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰ（以下「養栄キャリアアップ研修Ⅰ」という。）の受講者は、本研修の「目的」(p. 4、5)に従って研究主題を設定し、校長の指導の下、所属する学校において研究に取り組んでください。

職種	研究課題
養護教諭	研究の内容は、保健教育又は保健室経営等に関するものとし、学校の教育課程や児童生徒の実態を踏まえたものとしてください。
栄養教諭	研究の内容は、研究授業、指導方法や教材に関するものとし、学校の教育課程や児童生徒の実態を踏まえたものとしてください。

1 研究の進め方

次の「研究計画の立て方」及び「研究主題例」を参考に、研究を進めてください。

(1) 研究計画の立て方

教育現場での研究は、実践を土台にした研究であることが好ましい。研究計画の立て方について、その概要を説明する。

ア 大まかな見通し

どのようなねらいで何を研究するのか、対象は何で、分野や領域はどこを取り上げるのかを決めて、大まかな見通しを立てることが大切である。日頃の教育活動の中で自分が問題を感じている事柄や、興味・関心を持っている具体的内容を取り上げるとよい。研究であるから、発想の新しさや主題の独自性が望ましいのは当然である。現場の研究では、アイデアは借りものであってもよいが、地域や学校、児童や生徒の条件が異なるので、具体化、実践化の段階で何らかの工夫や独創性が要求される。そのために、「仮説－検証」の手続きが必要である。仮説を立てることによって見通しが持てる。そして、児童生徒の変容によって検証する仮説の有効性を調べるのが大切である。

イ 研究主題の設定

研究主題は最も短い抄録であると言われるように、主題を見れば「何を」「どんな方法で」研究するのか、研究内容のおよその見当が付くのが望ましい。そのためには研究主題に仮説の三要素を取り入れるとよい。仮説の三要素は、次のような形で表現される。これら三要素をキーワードとして、研究主題の中に織り込むように工夫してほしい。

A	内容…具体的で、焦点化されたもの	例「～における」「～の研究」
B	方法…手立てが明確に表現されたもの	例「～を通して」「～による」
C	目的…研究の方向性が示されたもの	例「～を育てる」「～を目指す」

例1 生活習慣の定着を図る 指導方法の工夫 一保健に関する指導を通して

例2 チーム支援を通して よりよい支援を目指す 健康相談の研究

ウ 研究の内容及び方法

何を、どんな方法で、どんな順に取り上げるかを明確にする。

エ 文章表現

(ア) 筋の通った分かりやすい簡潔な文章を書く。

- (イ) 曖昧な表現をせず、できるだけはっきりと表現する。
- (ウ) 仮説・検証を筋の通ったものにするため、段落構成を考える。
- (エ) 事実と意見、自分の研究と他人の研究からの引用とが、はっきり区別できるように書く。
- (オ) 理解できるように書くだけでなく、誤解されないように書く。
- (カ) 推敲を必ず行う。(書き上げた後、他人に読んでもらうか、しばらく時間をおいた後に読み直すといよい。)

(2) 研究主題例

養護 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が意欲的に活動する生徒保健委員会活動の在り方 <ul style="list-style-type: none"> －「朝食に関する調査」を通して－ ○自己管理能力を育成する保健教育の在り方 <ul style="list-style-type: none"> －個に応じた食生活に関する指導を通して－
栄養 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的に学び、実践的な態度を育てる食に関する指導の在り方 <ul style="list-style-type: none"> －朝食改善に視点を置いた技術・家庭科の授業実践を通して－ ○特別支援学校における「食」に関する指導の在り方 <ul style="list-style-type: none"> －障がいに応じた指導方法や教材の工夫－

2 提出物

(1) 提出書類

提出物	提出締切 (必着)	使用講座
研究計画の概要	令和6年6月3日 (月)	課題研究計画の検討
研究の中間報告	令和6年11月1日 (金)	課題研究中間報告会
研究成果のまとめ	令和7年2月14日 (金)	

(2) 提出書類の様式等について

ア「研究計画の概要」

p. 13の様式2に準じてA4判用紙両面印刷1枚で作成してください。

イ「研究の中間報告書」

p. 14の様式3に準じてA4判用紙両面印刷1枚で作成してください。

ウ「研究成果のまとめ」

p. 15の様式4に準じてA4判用紙両面印刷5枚で作成し、左上をとじて提出してください。

VI 受講についてのお願いと諸注意

1 出席について

- (1) 自家用車を利用する場合は、生涯学習センターの東側下にある駐車場を利用してください。総合教育センター構内には、特別の場合を除いて駐車できません。
- (2) 研修当日は、受付を済ませてから会場へ入室してください。
- (3) やむを得ず遅刻・早退をする場合は、必ず所属長を通じて関係先に連絡してください。欠席をする場合には、「欠席届」の提出が必要です (p. 11 参照)。

2 オンライン研修の受講方法について

オンデマンド配信の動画視聴は、YouTube の限定公開で行います。受講方法の詳細は、後日通知します。

3 準備物及び書類等の提出について

提出書類や講座において必要なものがある場合については、開催要項等の指示に従い、校長の指導の下に準備・作成してください。書類は、次の要領で総合教育センター所長宛に提出してください。

- (1) 書類提出の際には、「送付状」(様式1、p. 12)を添付し、右の記入例のように、提出用封筒の表左下又は通送用封筒の宛先欄に、「CU I 養護」又は「CU I 栄養」と朱書してください。
- (2) 各自、提出書類の控えを取っておいてください。

記入例
CUI
養護

4 受講及び講座運営への協力について

- (1) 総合教育センターのホームページ等で使用するため、研修講座の様子を写真撮影しますので、御了承ください。
- (2) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (3) 名札を用意しています。研修中は、着用をお願いします。
- (4) 研修にふさわしい服装で参加してください。ネクタイの着用については、自由とします。
- (5) 天候の状況等により、やむを得ず中止・延期する場合があります。その際には、各学校に通知するとともに、センターホームページに掲載します。

5 非常変災発生時の対応について

総合教育センターが実施する教員研修において「警戒レベル4 避難指示」以上が、県内のいずれかの地域に発令された場合の対応

- (1) 開始時刻3時間前に発令されている場合は、中止又は延期とします。
- (2) 開催地への移動中に発令された場合も、中止又は延期とします。なお、引き返すなどの安全に関わる判断は、各々で行ってください。
- (3) 研修中に発令された場合は、総合教育センターが継続・取りやめ等の判断を行います。
(1)~(3)に限らず、所属長は、避難情報や防災気象情報の発令状況に応じて、参加者の欠席・早退等の判断を行ってください。

6 その他

- (1) オンライン研修の実施に当たり、勤務時間内に落ち着いて受講できるよう、受講者は所属長に時間と場所の確保について相談してください。
- (2) 研修を受ける際に、個別に配慮（合理的配慮の提供）が必要な場合は、申し出てください。
- (3) 昼食は各自で用意してください。業者による弁当販売もあります。また、各自で持参した弁当やペットボトル等のごみは、持ち帰ってください。
- (4) 総合教育センターの敷地内は全面禁煙です。
- (5) 基礎研修や課題別研修など各種研修に関する情報は、愛媛県総合教育センターのホームページに掲載されています。各種様式1、5（p.12、16）のダウンロードは、こちらから行ってください。

愛媛県総合教育センターホームページ

<https://center.esnet.ed.jp/>

（様式ダウンロード）

https://center.esnet.ed.jp/kenshu_top/youshiki

Ⅶ 欠席の手続

病気その他やむを得ない事情で欠席する場合は、「欠席届」（様式5、p.16）を速やかに総合教育センターまで、校務系グループウェアのメッセージで提出してください。「送付状」は不要です。

なお、緊急の場合は、所属長を通じて総合教育センターに連絡し、後日「欠席届」を提出してください。

メッセージ送信先ユーザー 「04 基礎研 養護」

メッセージ送信先ユーザー 「03 基礎研 栄養」

VIII 様式

様式1 送付状(規格A4)

〇〇〇第 号■
令和 年 月 日■

■愛媛県総合教育センター所長■様

愛媛県立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

令和6年度〇〇教諭キャリアアップ研修I書類の提出について

■このことについて、次のとおり提出いたします。

記

- 1 提出書類 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇部
- 2 職・氏名 〇〇教諭 〇〇 〇〇
- 3 研修名 令和6年度〇〇教諭キャリアアップ研修I

・様式中の「○」は文字を、「■」は空白を表す。

様式5 欠席届 (規格A4)

欠 席 届

令和 年 月 日■

■愛媛県教育委員会教育長 様

学 校 名 愛媛県立〇〇〇学校
職 名 〇〇教諭
氏 名 〇〇 〇〇

■私は、次のように欠席したいので、お届けいたします。

記

研 修 名	欠 席 日	欠席する理由
令和6年度〇〇教諭 キャリアアップ研修I 第〇回	令和 年 月 日	(具体的に記述してください。)

■上記のことに相違ないことを確認し、提出いたします。

令和 年 月 日

愛媛県立〇〇〇学校

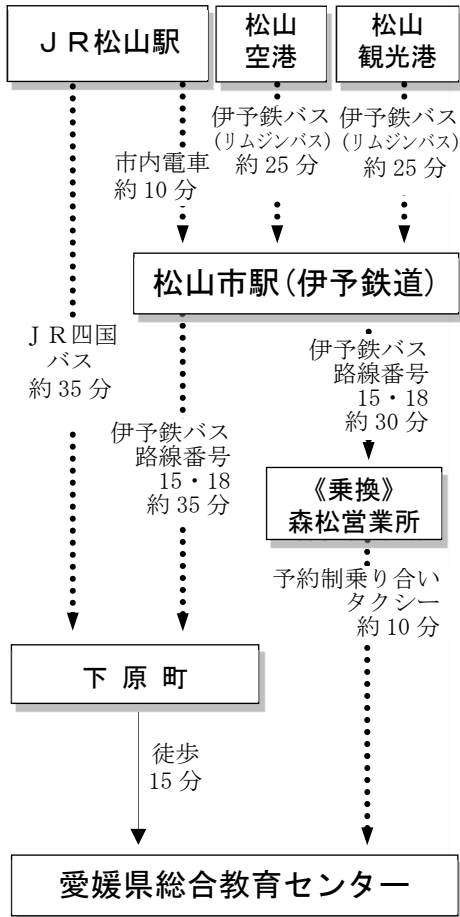
校長 〇〇 〇〇

・様式中の「○」は文字を、「■」は空白を表す。

《参考》 愛媛県総合教育センター 交通案内

《バスを利用する場合》

J R 四国バス…久万高原方面行
伊予鉄バス…砥部方面行

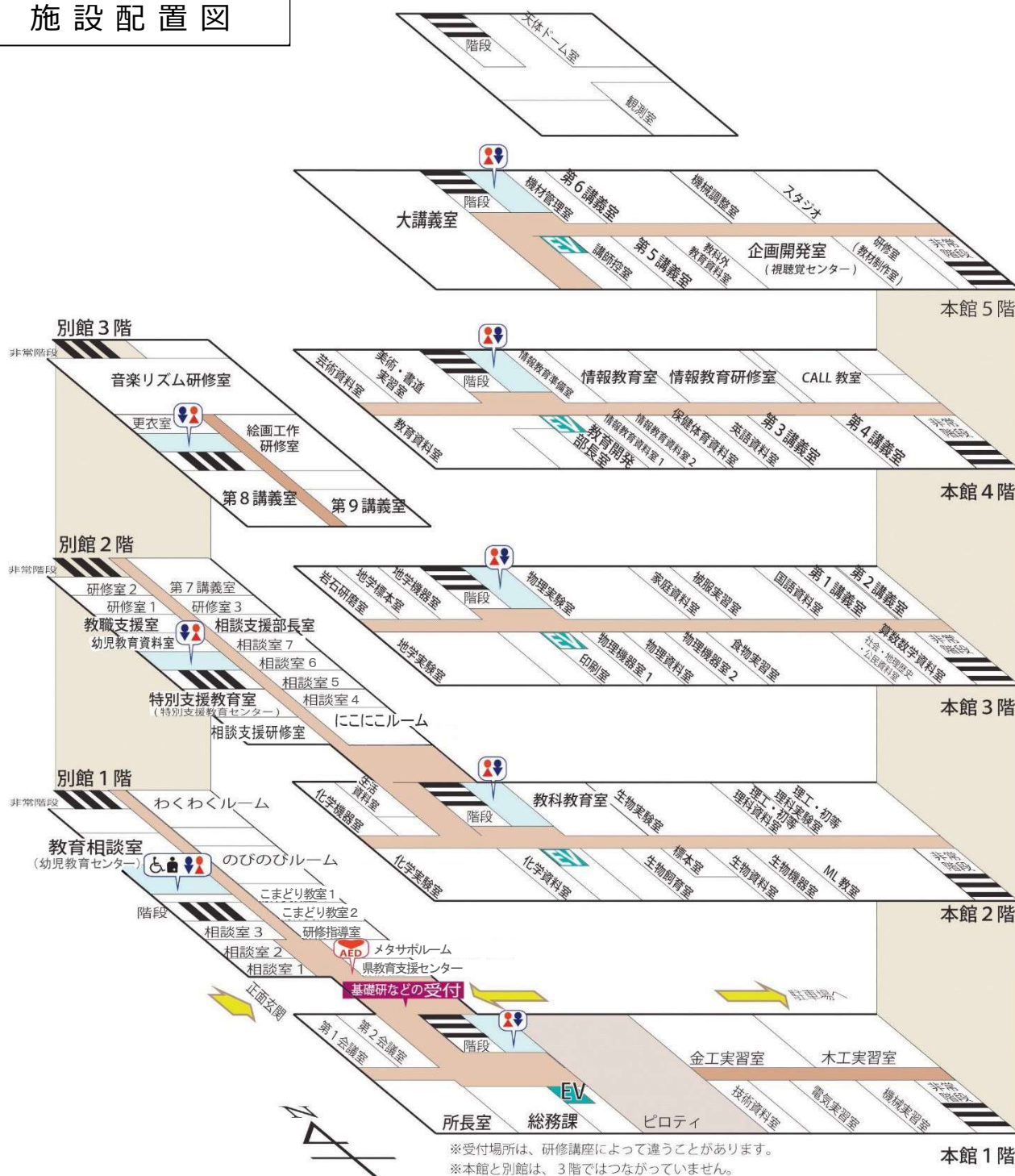


《自家用車を利用する場合》

左図の矢印に沿って進み、生涯学習センターの東側下にある駐車場に駐車してください。

総合教育センターや生涯学習センターの構内には、特別の場合を除いて駐車できません。

施設配置図



愛媛県総合教育センター 所在地・連絡先

〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地

Tel 教科教育室 :089-909-7422

ダイヤルイン :089-963-3113…内線番号が分かる場合は、音声案内の後、内線番号をダイヤルしてください。

